

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県盛岡市玉山区川崎字上川崎24番地1

氏名 新工住建株式会社 代表取締役 坂本 ノリ子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成25年11月10日

許可の有効年月日 平成32年11月9日

## 1. 事業の範囲

中間処理（破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・木くず
  - ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
  - ・がれき類
- 以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## ・破碎施設Ⅰ

- ア 設置場所 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂2番40
- イ 設置年月日 平成17年4月1日
- ウ 処理能力 木くず 528t/日（66t/時間）
- エ 設置許可年月日 平成17年11月8日
- オ 設置許可番号 第205082-17号
- カ 保管施設 別表のとおり

## ・破碎施設Ⅱ

- ア 設置場所 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂2番40
- イ 設置年月日 平成23年10月27日
- ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類 256t/日（32t/時間）

- エ 設置許可年月日 平成23年9月15日
- オ 設置許可番号 23盛廃第517-2号

以下余白

## 3. 許可の条件

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年11月10日 当初許可
- 平成15年11月10日 更新許可
- 平成16年8月31日 変更許可

（以下、裏面記載）

平成20年11月10日 更新許可

平成23年11月 9日 変更届出書受理（がれき類の破碎施設及び保管施設を変更したこと。）

平成25年11月10日 更新許可（優良認定）

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

